

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第4条、第5条、第7条及び第8条の情報の伝達義務違反並びに同法第6条及び第9条に係る記録の作成及び保存義務違反に係る同法第10条第1項から第3項までの勧告及びそれに係る公表の指針

広島県農林水産局

1 勧告の指針

情報の伝達義務に違反している届出採捕者若しくは特定第一種水産動植物等取扱事業者又は取引等に係る記録の作成及び保存義務に違反している特定第一種水産動植物等取扱事業者に対しては、次に掲げる場合を除き、勧告を行う。次に掲げる場合に指導を行ったにもかかわらず、当該指導に従わなかったことが確認された場合も勧告を行う。

〔指導を行う場合〕

情報の伝達義務違反又は取引等に係る記録の作成及び保存義務違反が常習性がなく過失によるものであることが明らかであり、かつ、違反した届出採捕者又は特定第一種水産動植物等取扱事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、業務の改善、再発防止の徹底その他の必要な事項を指導する。

2 公表の指針

勧告をした場合には、次の（１）から（３）までの事項を公表する。

- （１）違反した事業者の氏名又は名称及び住所
- （２）違反事実（ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に照らして不開示と判断されるような例外的な事実があれば、当該事実については公表しない。）
- （３）勧告の内容

3 施行期日

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の施行の日（令和4年12月1日）から適用する。